

## 社会福祉法人直方市社会福祉協議会 会長の専決処分事項に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会定款第27条第1項の規定による会長の専決に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の専決事項)

**第2条** 会長は、本会の業務のうち、日常の業務として理事会が定めるものについて専決し、これを理事会に報告する。

(日常の業務として理事会が定めるもの)

**第3条** 会長が専決する日常の業務として理事会が定めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 理事会、評議員会の招集ならびに同議案に関すること。
- (2) 職員の任免、賞罰に関すること。
- (3) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること。
- (4) 法令等の制定改廃に伴う規程等の制定改廃
- (5) 債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるものに関すること。
- (6) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なものに関すること。
  - ア 日常的に消費する消耗品等の購入（100万円を超えないもの）
  - イ 施設整備の保守管理、物品等の修理等（250万円を超えないもの）
  - ウ 緊急を要する物品の購入等（100万円を超えないもの）
- (7) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (8) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (9) 予算上の予備費の支出に関すること。
- (10) 寄附金品の受入れの決定に関すること。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

### 附 則

この規程は、平成20年10月23日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。